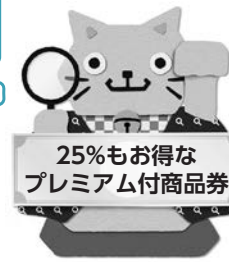


「下諏訪町プレミアム付商品券」 を販売します



確認したら
申請にゃん!

下諏訪町では、消費税率10%の引上げが家計に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を下支えすることを目的として、「下諏訪町プレミアム付商品券」を販売します。※対象区分によって手続きが異なります。

★購入対象者：プレミアム付商品券を購入できるのは？★

①住民税非課税の方

★令和元年度(平成31年度)分の住民税(均等割)が課税されていない方。

ただし、下記に該当する方は除きます。

- ・住民税が課税されている方に扶養されている方
(生計を一にする配偶者、扶養親族等)
- ・生活保護の受給者等



**【商品券の引換券を受け取る
ためには事前申請が必要です】**



①に該当する方一人につき、最大2.5万円分の商品券を2万円で購入できます。

【例】夫婦2人の世帯で2人とも非課税者の場合

- 「非課税者分」として2人分×2.5万円
= 5万円分の商品券を、4万円で購入できます。

②乳幼児がいる 子育て世帯の世帯主

★平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子どもがいる世帯の世帯主。



こちらの条件では、世帯主の課税状況は問いません。

**【商品券の引換券を受け取る
ための事前申請は不要です】**



②の子ども一人につき、最大2.5万円分の商品券を2万円で購入できます。

【例】子2人(2歳と0歳)がいる世帯の場合

- 「子育て世帯分」として子ども2人分×2.5万円
= 5万円分の商品券を、4万円で購入できます。

①と②両方の要件に該当する方は両方の立場で商品券を購入いただけます。

【例】夫婦2人、子2人(2歳と0歳)の世帯で、4人とも非課税者の場合

- 「非課税者分」として4人分と「子育て世帯分」として2人分を併せて、
…6人分×2.5万円=15万円分の商品券を、12万円で購入できます。

プレミアム付商品券の申請から使用までの流れ(目安)

下表にて、①申請～④商品券の使用までの流れについてご確認ください。

	「住民税非課税区分」の方	「子育て世帯」の方
①申請	<ul style="list-style-type: none"> ・7月中旬頃、申請可能な対象者については、住民登録のある住所地に申請書が届きます。 ・申請書に必要事項を記入し、提出してください。 ・申請期間：令和元年7月22日～令和2年1月31日 【提出先：町健康福祉課 福祉係】 	申請は必要ありません。
②商品券の購入引換券が届く(9月中旬)	申請をされた方については、住民登録のある住所地に購入引換券が届きます。	対象者については、住民登録のある住所地に購入引換券が届きます。
③商品券の購入	<ul style="list-style-type: none"> ・商品券は後日ご案内する町内指定の窓口にて、現金、購入引換券及び本人確認書類を提示し、購入してください。 ・商品券は5千円単位で購入することができます。 ・購入可能期間：令和元年9月24日から令和2年2月29日まで。 	
④商品券の使用	<ul style="list-style-type: none"> ・商品券は後日ご案内する使用可能な店舗でご使用ください。 ・使用可能期間：令和元年10月1日から令和2年3月31日まで。 	

■問い合わせ 下諏訪町 健康福祉課 福祉係 電話27-1111 (内線121)